

議案等審議結果(議決)一覧

【村長提出議案】

〈22年度各会計予算〉

(千円以下切り捨て)

議案等番号	会計名	予算額	
議案第1号	一般会計	149億8,000万円	
議案第2号	国民健康保険	41億688万円	
議案第3号	老人保健	63万円	
議案第4号	後期高齢者医療	2億1,712万円	
議案第5号	介護保険	22億5,747万円	
議案第6号	介護保険 介護サービス事業	1,767万円	
議案第7号	雫石町・滝沢村介護 認定審査会共同設置	1,549万円	
議案第8号	下水道事業	8億8,944万円	
議案第9号	農業集落排水事業	6,329万円	
議案第10号	水 道 事 業 会 計	収益的 収入	8億6,509万円
		支出	7億3,024万円
	資本的	収入	2億8,926万円
		支出	8億6,183万円

(※予算関連 P6～P9)

〈21年度各会計補正予算〉

(千円以下切り捨て)

議案等番号	会計名	補正額	補正後の総額
議案第11号	一般会計(第8号)	△8,002万円	139億7,779万円
議案第12号	国民健康保険(第8号)	1億4,955万円	41億6,169万円
議案第13号	老人保健(第2号)	△101万円	1,388万円
議案第14号	後期高齢者医療(第2号)	△334万円	2億2,463万円
議案第15号	介護保険(第4号)	△6,111万円	21億2,138万円
議案第16号	介護保険介護サ ービス事業(第3号)	△6万円	1,685万円
議案第17号	雫石町・滝沢村介護 認定審査会共同設置(第4号)	△171万円	1,410万円
議案第18号	下水道事業(第4号)	△2,809万円	9億5,924万円
議案第19号	農業集落排水事業(第3号)	△139万円	8,696万円
議案第20号	水 道 事 業 会 計	収益的 収入	695万円
		支出	△1,162万円
	資本的	収入	440万円
		支出	△2,050万円
議案第30号	一般会計(第9号)	6,407万円	140億4,186万円

議案等番号	議案名等
議案第21号	滝沢村住民投票条例を制定することについて ・村政に関する重要な事項について、直接に住民の意思を確認し、村政に反映させ、住民の村政への参加を推進することを目的として滝沢村住民投票条例を制定しようとする議案。 住民投票は、住民と議会からの請求又は村長による発議により、実施できることとしております。投票については村内に3ヶ月以上居住する18歳以上の方が行えます。 平成22年10月1日から施行(討論:下記のとおり)



滝沢らしさを創出22年度 当初予算総額241億円などを可決

3月定例会は、3月4日から19日まで開催され、初日には22年度村長施政方針演説が行われました。

定例会では、22年度一般会計、特別会計の予算審議をはじめ、補正予算や条例の制定など30議案が提案、教育委員会委員の選任同意2件、人権擁護委員候補者の推薦諮問2件、議会議員の定数を2名減の20名にする条例の一部改正など議員発議6件は全て可決されました。

一般質問は、3会派代表と議員7人の計10人が登壇し、教育行政、食育の推進、介護事業など村政各分野にわたって、活発な議論を展開しました。

反対 討論

黒沢 明夫 議員

条例の条項では村政にかかわる重要な事項の主たる事項は、合併のことと想定してのことだと考えるものですが、19年と21年に実施された滝沢村地域社会アンケート調査において、6割以上が合併反対の意思を表明しており、その他の項目も含め、当面本村には投票条例を適用する事項がない状況にあると考えます。
よって、住民投票条例を制定するのは時期尚早だと考えるものであり、反対します。

賛成 討論

高橋 盛佳 議員

これまで村民が村政に参加できる最良の手段は、村長や議員という人を選ぶことでありましたが、今般の投票条例は選挙に加えて村政にかかわる重要なことについても住民の直接村政に反映できる権利を制度的に保障するものであり、地域主権時代の住民自治に不可欠な条例と言えます。同時に、住民の意思を確認する必要があることが生じる場合を想定してあらかじめ常設型の住民投票条例を設けておくことは、今や住民に開かれた自治体の普通装備となってきたと考えております。

議案等番号	議案名等
議案第22号	滝沢村職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて ・国の例に準じて、職員の時間外勤務代休時間の新設をすることに伴い、滝沢村職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正しようとする議案
議案第23号	滝沢村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて ・国の例に準じて、職員の時間外勤務代休時間の新設をすることに伴い、滝沢村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとする議案
議案第24号	滝沢村地域福祉基金条例を廃止することについて ・財政計画に基づく基金財産活用が終了し、平成22年度で基金財産が無くなることに伴い、滝沢村地域福祉基金条例を廃止しようとする議案
議案第25号	滝沢村公民館設置条例の一部を改正することについて ・滝沢村公民館の改装により、第3会議室の開設、学習室等の廃止をすることに伴い、滝沢村公民館設置条例の一部を改正しようとする議案
議案第26号	滝沢村介護保険介護給付費準備基金条例の一部を改正することについて ・滝沢村介護保険介護給付費準備基金の設置に関する目的規定を明確な表現に改め、併せて字句の整理をすることに伴い、滝沢村介護保険介護給付費準備基金条例の一部を改正しようとする議案
議案第27号	平成21年度村道細谷地線外1道路改良舗装工事請負変更契約の締結について ・この工事の既契約に対し432万7,050円を増額し、8,937万7,050円に変更契約を締結しようとする議案 ・主な変更内容:排水構造物 側溝の長さの変更による増ほか ・契約の相手方:株式会社 司組
議案第28号	村道路線の認定及び変更に関し議決を求めることについて ・村道の新規認定:外館8号線ほか2路線 ・村道の認定変更:板橋44号線
議案第29号	滝沢村の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について ・滝沢村が処理する事務のうち特定の事務を一本木郵便局に取り扱わせようとする議案

村長施政方針要旨

昨年は政権が交代し、新政権下でこれまでの制度の見直しや事業仕分けが行われ、地方自治体にも大きく影響を及ぼしつつあり、これまで以上に国の動向を注視しながら、政策を推進する必要があります。また、国では地域主権の確立を大きく掲げ、さらに地方分権改革推進委員会から自治立法権の拡大や自治財政権の強

化による地方政府の現実の方向が示されており、これからは国と地方自治体の関係が制度的にも大きく変わってくるものと考えられます。これらに十分に対応した行政体制を確立し、住民がより満足するよう努めていかなければなりません。平成22年度は第5次滝沢村総合計画後期基本計画を

推進する初年度であり、目標である「生きがいを持てる充実した生活環境の実現」を具体的に進めていく第一歩でもあります。これからの5か年間は「夢」「生きがい」「絆」をキーワードとして計画を推進し、現在の厳しい状況を乗り越え、新たな政策にも取り組んでまいります。